

教育の内部質保証における改善計画一覧

No.	課題事項等	担当部署	改善計画	対応スケジュール	進捗確認	完了確認
1	全ての教育プログラム(学士課程・大学院課程)において、卒業生がDPの全ての要件を満たしているかを確認する方法(学修成果の可視化)をしっかりと定めることが必要	大学教育委員会 (教務企画課)	<p>学士課程については、2020年度全学共通教育改革WGにおいて、DPと全学共通教育科目の対応状況の調査がなされ、全学共通教育科目とDP(教養・汎用能力)の対応が2021年度シラバスより掲載されるようになってきている。</p> <p>この調査では、DPに規定される一部のコンピテンシーの涵養が全学共通科目だけでは十分になされないことが明らかとなっているが、2019年度からのDPの改訂に際して、教養・汎用能力は全学共通教育科目だけで涵養されるのではなく、専門科目との連携によって涵養されるようにCPが定められている。よって、卒業生がDPIに規定される全てのコンピテンシーを満たしているか否かを明らかにするためには、専門科目についてもDPIに規定されるコンピテンシーとの対応関係を調査する必要がある。</p> <p>2021年度シラバスシステムの改訂時には、全学共通教育だけではなく専門科目についてもシステムの改修は完了しているが、専門科目についてのシラバス様式の変更がシラバス入力期間までに議論されていなかったことから、2021年度は全学共通科目のみがDPとの対応を記載することになった経緯がある。</p> <p>今後は、①大学教育委員会において各学部の専門科目についてもシラバス様式の変更について審議し、専門科目についてもDPIに規定されるコンピテンシーとの対応を2022年度シラバスから明記するとともに、②全学的に規定された教養・汎用能力と各教育プログラム毎に規定された専門力の全てのコンピテンシーを教育プログラムとしてどのように涵養しているのかを調査し、③学習成果の可視化の方法を定め、④専門科目と合わせてもまだ不足がある場合にはそれを補う方法を定め、⑤2019年度入学生に対し、DPIに規定するコンピテンシーの達成状況を記した「ディプロマサプリメント」を提供するべく、準備をすすめる。</p> <p>ただし、科目の修得単位の単なる積み上げでは、実質的な意味でコンピテンシーの達成を保証できない。この問題は大学教育研究分野においても明快な解はない。例えば、各科目が担保するコンピテンシーをそれぞれ評価し、全てのコンピテンシーを一定レベルで身につけたことを明確に評価することなどが考えられるが、単位制との整合性の観点から実現は難しい。継続的な検討が必要である。</p> <p>大学院課程については、まずは専攻毎のDP・CPの策定を早急に行った上で、学士課程とは独立して学習成果の可視化方法を検討する必要がある(修了生に求められるコンピテンシーが学士課程とは大きく異なるため)。</p>	<p>2021年9月頃まで: 専門科目に対するシラバス様式の変更を大学教育委員会で審議・承認する</p> <p>2022年3月中: 入力された専門科目のシラバスをもとに専門力と教養・汎用能力への対応状況を調査、および学習成果の可視化の方法の審議・承認、および2019年度入学生に対して不足する項目を補う方法の検討</p> <p>2022年度中: ディプロマサプリメントの様式の審議・承認・システム構築、2019年度入学生に対する不足項目の補習等の実施</p>		
2	全ての教育プログラム(学士課程・大学院課程)において、全学DP及び全学共通教育科目との関係を明確にしたうえで、DP記載の資質・能力と個々の科目の対応関係を明示したカリキュラムマップを作成し公開することが必要	大学教育委員会 (教務企画課)	<p>学士課程については、専門科目についてもDPIに規定するコンピテンシーとの対応が明記されるようにし、シラバスから自動的に全ての教育プログラムに対するカリキュラム・マップが生成することを可能とする。</p> <p>大学院課程についてはDPを詳細に規定することが先決事項であり、それが実現した後に、学士課程に倣ってカリキュラム・マップの自動作成と公開を進める。</p>	<p>2021年中: 教育プログラム毎のカリキュラム・マップを自動作成するWebシステムをシステム企画室、情報システム課、教務企画課、大学教育センターが連携して学内内製し、2022年度シラバス公開に合わせて、カリキュラム・マップを公開する。</p>		
3	大学院課程において、専攻単位だけではなく、修士、博士それぞれの課程全体の「3つのポリシー」の策定が必要	大学院教育委員会 (教務企画課大学院支援室)	<p>新たに設置した大学院教育委員会において、ポリシーの策定について検討を行う。</p>	<p>令和2年10月に開催した大学院検討WGにおいて各専攻にて既に作成してあるDP・CPを基に、全体のDP・CPを策定すること及び、策定した全体のDP・CPを基に、科目数、科目の内容等、共通科目の見直しを図ることとした。引き続き、DP・CP原案を作成し、各専攻に確認の上、令和3年10月末頃を目途に方針を明確にする。</p>		
4	大学院課程に関する課題を議論する全学的な委員会等を見直すなど、大学院課程の運営について検討が必要	大学院教育委員会 (教務企画課大学院支援室)	<p>山梨大学大学院教育委員会要項を制定(R3.3.30)の上、山梨大学大学院教育委員会を設置し、大学院教育の改革・共通課題、質保証について検討、審議する。また大学院教育マネジメント室要項を制定(R3.3.30)し、大学院教育の運営及び実施について検討するための大学院マネジメント室を設置した。マネジメント室会議を置き、業務の検討、運営を行う。</p>	<p>既に委員会等は設置したため、令和3年6月8日に第1回の委員会を開催し、大学院教育に係る課題等について審議・検討予定。</p>		